

**第8回 契約・調達管理会議
議事要旨**

1 開催日時

令和6年1月10日（水曜日）15時00分から15時30分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

(1) 委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鶴川 正樹	監査法人ナカチ／公認会計士
小澤 洋之	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部財務部シニアマネージャー
金谷 晃臣	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長
清水 俊二郎	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
滝口 広子	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
灘野 邦敏	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

(2) 事務局

東京都生活文化スポーツ局

4 要旨

(1) 開会

(2) 議事（発言者の敬称略）

ア 複写サービス（単価契約）（その2）【資料1】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

（ア）来年度4月1日からのデフリンピック準備運営本部の体制拡大に備え、職員が使用する複合機を追加で1台発注する。契約期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間を想定している。

<質疑・意見など>

鶴川：令和5年度に契約しているものと同様の仕様か。

担当者：契約期間は短くなっているが、仕様は同様である。

イ 事務机外9点の借入れ（その2）【資料2】

<説明・確認>

・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

（ア）デフリンピック準備運営本部の体制拡大に伴い、使用する什器を追加で発注する。

契約期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間を想定している。

<質疑・意見など>

藤 川：契約完了時の返却に係る費用も計上されているか。

担当者：返却に係る費用も計上している。

藤 川：意見になるが、職員数が増える際、聴覚に障害のある人が配属されることもあろうかと思っている。もし、聞こえない人が配属された場合の情報保障、例えば、先ほどの複合機であれば、聞こえない人の場合、印刷が動いていても分からないという状況であるため、ろうあ連盟にある複合機は印刷時にはランプが点灯するようになっている。このような聞こえない人に対応する、職員が使いやすいような対応を検討いただきたい。今回は特に必要ということではないが、昼休みのチャイムの時にランプが光る、視覚的に知らせる設備を付けていただくこともよいかと思う。今後、検討をお願いしたい。

担当者：聴覚障害の方やそれ以外の方にも適切に対応できるよう検討していく。

ウ 令和6年度 東京2025デフリンピックの開催準備に係る法律相談等業務委託（単価契約）【資料3】

<説明・確認>

・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

（ア）国際スポーツ大会開催における国の指針や東京都のガイドラインに基づき、デフリンピック準備運営本部のガバナンス体制を確保するため、弁護士に4点の業務を委託するものである。

（イ）業務内容は令和5年度に実施している内容と同じであるが、法律相談業務、コンプライアンス委員会等各種委員会への参画業務、内部通報における相談窓口対応業務、コンプライアンス違反等が起こった際の調査・再発防止策に関して指導助言をいただく業務を委託する。契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

<質疑・意見など>

灘 野：各業務の想定時間数は、令和5年度の契約における現在までの実績と今後の1月から3月までの見込みを踏まえて算出されたものか。

担当者：今年度の契約実績と令和6年度の需要も踏まえて算出している。

- 滝 口：令和5年度もすでに一つの法律事務所に発注していて、令和6年度改めて希望制指名競争入札で選定し直すということだが、新たな法律事務所が選定されたとしても、問題のないような仕様になっているか。
- 担当者：法律相談業務や各種委員会等参画業務を含め、基本的には一般的な業務であり、競争入札で問題ないと考えている。
- 滝 口：4点の業務を一つの法律事務所に発注するとのことだが、一つの法律事務所に発注しつつ、法律事務所のなかで案件の性質に応じて区分して、それぞれの業務に適した弁護士が対応するような仕様となっているか。
- 担当者：一定規模の法律事務所を前提とした上で、その一つの法律事務所の中で4点の業務にそれぞれ適切な方を配置いただく仕様になっている。
- 藤 川：各種委員会等参画業務について、委員が代わることは問題ないか。
- 担当者：一般的な法律見地から意見をいただく目的で弁護士に参画していただくため、事務所が変わり新しい方が委員となっても問題ないと考えている。
- 鶴 川：仕様書の中で、例えば法律相談業務については、スポーツ関係の知見がある弁護士が対応するといった条件は記載されているか。
- 担当者：仕様書において、受託者の条件として、東京都のガイドラインや国の指針の内容をよく理解し、それに基づいた指導助言をいただけることを条件にしている。
- 鶴 川：令和5年度に担当した弁護士がそのまま継続すれば、業務上支障ないように感じるが、変更になった場合にはその引き継ぎといったことも配慮していただけたらよいかと思う。
- 灘 野：令和5年度契約の弁護士事務所と今回新しく決まる事務所が異なると業務上の支障も出るかと思うが、競争入札ではなく特命随意契約の方式をとることも検討されたか。
- 担当者：特命随意契約も検討したが、本業務は、基本的には一般的な法的指導助言が主であり、令和5年度の契約の弁護士事務所でも十分に業務を履行できること、また、競争性や公平性を重視し、競争入札を選択している。

エ 委員長によるまとめ

- ・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会